

手続きチェックシート

②亡くなられたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
<input type="checkbox"/>	死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内	親族 同居者 家主	<input type="checkbox"/> 届出書（死亡診断書） <ul style="list-style-type: none"> 届出人の住所地、死亡者の本籍地又は死亡地の市区町村に届けてください。 ※印鑑登録証は、各自で処分してください。 ※マイナンバーカードは、返納義務はありません。	①	市民窓口担当
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 死亡した日の翌日から14日以内	親族	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等） <ul style="list-style-type: none"> 葬祭費の支給も申請してください。（葬儀執行者が請求人となります） 【手続に必要なもの】 <input type="checkbox"/> 会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ <input type="checkbox"/> 葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの 	②	保健福祉第一担当
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療 死亡した日から14日以内	親族	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等） <ul style="list-style-type: none"> 葬祭費の支給も申請してください。（葬儀執行者が請求人となります） 【手続に必要なもの】 <input type="checkbox"/> 会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ <input type="checkbox"/> 葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの 		
<input type="checkbox"/>	重度障害老人健康管理費	親族	<input type="checkbox"/> 重度障害老人健康管理費支給事業対象者証（認定シール）		
<input type="checkbox"/>	国民年金（加入者）	親族	<input type="checkbox"/> 年金手帳		
<input type="checkbox"/>	国民年金（受給者）	相続人	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金・老齢福祉年金は、年金証書他 <input type="checkbox"/> 老齢基礎年金・遺族基礎年金は、年金証書他		
<input type="checkbox"/>	介護保険 ※65歳以上の方及び40歳～64歳で要介護認定を受けておられる方 死亡した日から14日以内	親族	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 各種減額証（お持ちの方のみ）	京都西年金事務所 ☎323-1170	保健福祉第一担当
<input type="checkbox"/>	児童手当 <ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の配偶者から改めて申請してください。請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんので、御注意ください。 	親族	<input type="checkbox"/> 対象児童名義の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます）		
<input type="checkbox"/>	子ども医療	父又は母 代理人	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが右記窓口でも申請できます）		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療 老人医療 重度心身障害者医療	親族	<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証		
<input type="checkbox"/>	敬老乗車証	親族	<input type="checkbox"/> 敬老乗車証		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当（受給者） 死亡した日から14日以内	ひとり親家庭の父又は母、親族	<input type="checkbox"/> 手当証書		
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳	親族	<input type="checkbox"/> 該当する手帳		
<input type="checkbox"/>	療育手帳				
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当（受給者）	父又は母	<input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの		
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当 障害児福祉手当	親族	<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 配偶者又は生計を同じくしていた扶養義務者名義の金融口座機関名義のわかるもの		

手続きチェックシート

②亡くなられたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳 ■ 葬祭料申請手続もしてください。 葬祭料支給申請	喪主	右記までお問合せください。	③	保健福祉第二担当
<input type="checkbox"/>	精神保健福祉手帳	親族	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳		
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（精神通院）	親族	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院）		
<input type="checkbox"/>	特定医療費（指定難病）受給者証	親族	<input type="checkbox"/> 特定医療費（指定難病）受給者証		
<input type="checkbox"/>	125CC以下のバイク、小型特殊自動車、ミニカー、特定小型原付廃車・相続	相続人	右記までお問合せください。	④	庶務担当
<input type="checkbox"/>	水道・下水道の使用中止、名義変更	親族	<input type="checkbox"/> お客さま番号又は住所（ご不明の場合は、右記までお問合せください。）	⑤	水道下水道
<input type="checkbox"/>	相続により山林の新しい所有者になったことの届出（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書）	相続人	右記までお問合せください。	⑦	京北・左京山間部農林業振興センター
<input type="checkbox"/>	相続により農地の新しい所有者になったことの届出（農地法第3条の3第1項の規定による届出書）	相続人	右記までお問合せください。	⑧	農業委員会事務局

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL251-1123（市役所のみ郵送可）
〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

市税に関すること

<input type="checkbox"/>	現所有者の申告に関すること	相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・現所有者の申告書 ・戸籍謄本 ・遺産分割協議書の写し（ある場合） ・遺言書の写し（ある場合） 	市税事務所※
--------------------------	---------------	-----	--	--------

■ 上記以外の書類が必要になることがあります。詳細は右記までお問い合わせください。

※固定資産税（土地・家屋）に関すること

【市税事務所固定資産税室固定資産税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階
(TEL: (土地) 746-6451、(家屋) 746-6452)

土地や建物の「相続による所有権移転登記」（R6.4～義務化）は、不動産の所在地を管轄する法務局☆に申請が必要です。

☆右京区内の不動産 京都地方法務局嵯峨出張所
右京区嵯峨天龍寺車道町33-20 (TEL861-0742)